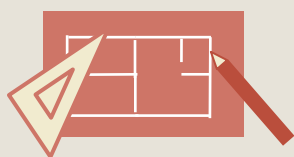


2024年度（令和6年度）

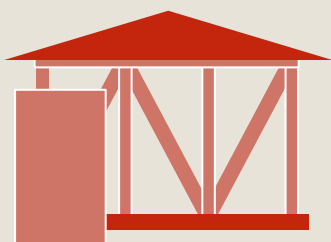
札幌市木造住宅耐震化補助制度のご案内

木造住宅の地震に対する安全性を高め、災害に強いまちづくりを進めるために昭和56年5月以前に建てられ、耐震診断の結果、地震時に倒壊する可能性があるとして診断された木造住宅の耐震化に対する取組みを支援します

耐震設計



耐震改修工事



耐震設計
耐震改修工事
の費用を

120

補助します

万円（限度額）

- 対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
 - 対象者（申請できる方）・・・・・・・・P1
 - 対象となる住宅・・・・・・・・P1
 - 対象となる設計・工事・・・・・・・・P1
- 補助メニューと補助限度額・・・・・・・・P2
- 手続きの流れ・・・・・・・・P3
- 必要書類・・・・・・・・P4～P6
- その他・・・・・・・・P7

申請受付期間

2024年4月1日（月）から2024年9月13日（金）

※2025年3月14日（金）までに工事完了報告を行ってください

お問い合わせ・申請窓口



札幌市 都市局 建築指導部 建築安全推進課
電話 011-211-2867
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所2階
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/index.html>



HPIはこちら



さっぽろ市
02-M03-24-335
R6-2-253

札幌 住宅 耐震化

検索

対象

●対象者（申請できる方）

次の要件の全てに該当する方が対象です

- ・対象となる住宅の所有者（団体にあつては代表者）
- ・札幌市の市税を滞納していない方
- ・暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しない方

！注意！

申請者以外の方が居住している場合や区分所有している住宅の場合は全員の同意が必要です

●対象となる住宅

次の要件の全てに該当する住宅が対象です

- ・札幌市内にある木造の戸建て住宅、長屋、共同住宅
- ・**昭和56年5月31日以前**に建築された住宅
- ・在来軸組工法で建てられた住宅
（在来軸組工法とは、柱や梁などを組み合わせて骨組みをつくり、家を建てる工法です）
- ・地上階数が3以下で、木造部分の階数が2以下
- ・建物面積の1/2以上を住宅として利用している
（住宅以外の用途がある場合は、その部分が住宅の半分以下のものに限ります）
- ・過去にこの補助制度による補助を受けていない
（過去に耐震設計の補助を受けた住宅の耐震改修工事のみの申請は可能です）
- ・建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合している（検査済証が交付されている）
- ・耐震診断の結果、上部構造評点（※）が1.0未満であると診断されている

！注意！

ツーバイフォーやパネル工法で建てられた住宅は対象になりません

！注意！

同一階で2つ以上の構造が混在する住宅は原則対象になりません

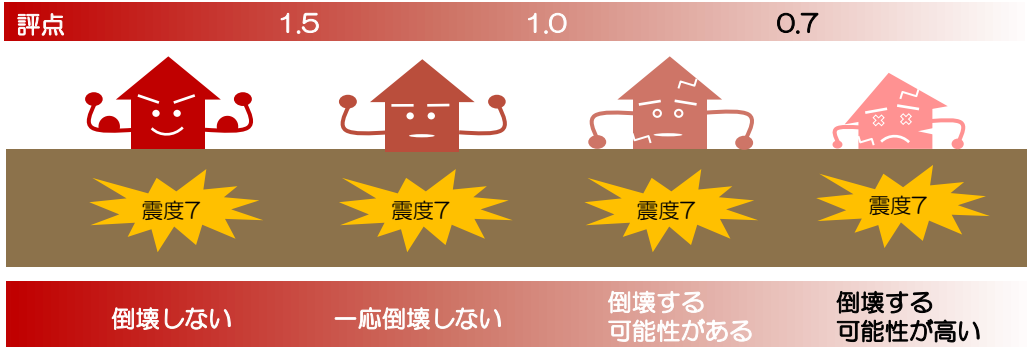
●対象となる設計・工事

次の要件の全てに該当する耐震設計・耐震改修工事（※※）が対象です

- ・札幌市に登録している**木造住宅耐震診断員が設計し、工事監理**を行うもの
- ・**上部構造評点を1.0以上に**する設計・工事であること
（段階改修の1段階目の場合は上部構造評点を0.7以上に
- ・耐震診断時に重大な地盤・基礎注意事項の指摘がある場合には、その改善を行うこと

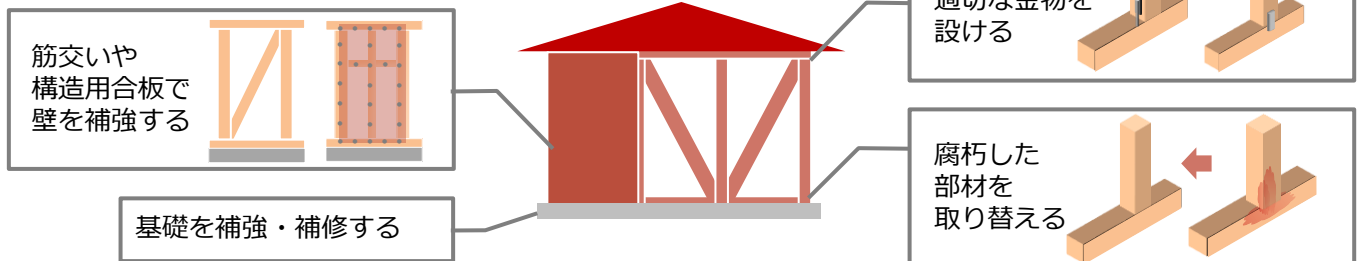
※上部構造評点とは

上部構造評点（評点）とは、住宅の耐震性を数値で表したものです
震度6～7程度の大地震に対し、建物が倒壊する可能性を判定します
評点が1.0未満の場合は倒壊する可能性があります



※※耐震改修工事

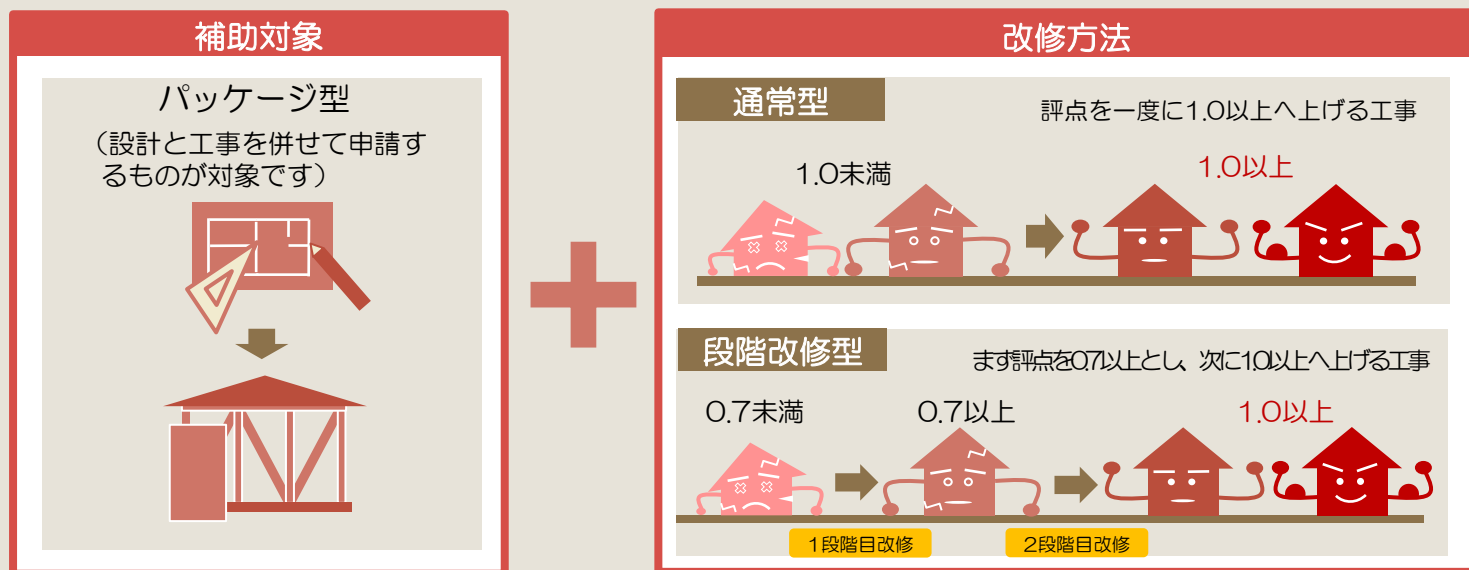
主に図のような工事を行います



補助メニューと補助限度額

●補助メニュー

- 補助対象と改修方法の組み合わせにより、補助率と補助限度額が変わります



●補助率・補助限度額（パッケージ型）

補助対象費用に補助率を乗じた額と、補助限度額の低い方が補助金額です

	通常型	段階改修型	
		1段階目改修	2段階目改修
補助率	8/10	8/10	8/10
補助限度額	120万円	70万円	50万円

- ※パッケージ型の補助対象費用は耐震改修工事費（設計費を除く）を対象に算出します。
- ※過年度に耐震設計費のみの補助金交付を受けた場合は耐震改修工事のみの補助制度（補助率1/3、補助限度額80万円）の利用が可能です。別途ご相談ください。
- ※補助対象費用は、消費税等相当額を除き、千円未満を切り捨てた額です。

※申し込んだ年度に工事まで終わる必要があります

住宅エコリフォーム補助制度との併用について

住宅の断熱化などの省エネルギー改修や段差の解消などのバリアフリー改修に対し、その費用の一部（最大50万円）を補助する住宅エコリフォーム補助制度と耐震化補助制度を併用することが可能です。

ただし、補助の対象となる工事箇所を明確に区分できる場合に限りです。

<住宅エコリフォーム補助制度のお問い合わせ先>

札幌市 都市局 市街地整備部 住宅課（札幌市役所7階）（TEL 011-211-2807）

手続きの流れ

※2段階目改修は別途ご相談ください

事前相談

※札幌市の補助金や診断員の派遣制度を利用せず、耐震診断をした方は、必ず事前相談してください

A 補助金交付申請（必要書類：P4） 2024年9月13日（金）まで

2週間～1か月程度

※必ず設計に着手（契約）する前に申請してください

補助金交付決定通知（申請者あてに補助金交付決定通知書を郵送）

設計契約／設計着手

【要注意！】補助金交付決定通知前に設計に着手（契約）した場合は補助金を交付できません

不備事項の多少によりかなりの時間を要する可能性があります。第三者機関には早目に相談してください。

設計を行った後に
工事に着手できなかったら

補助金交付変更申請

耐震強化のための補助に変更が可能です

※設計精査の後に補助金交付変更申請をしていただいてもかまいません

※詳細はお問合せください

1

設計／設計精査

1か月～3か月程度

札幌市が指定する第三者機関の精査を受けてください

B

設計確認報告（必要書類：P5）

1週間程度

※工事に着手（契約）する前に申請してください

設計確認通知（申請者あてに設計確認通知書を郵送）

工事契約／工事着手

【要注意！】設計確認通知前に工事に着手（契約）した場合は補助金を交付できません

2

工事／中間検査・完了検査

工事中と工事後、札幌市が指定する第三者機関の検査を受けてください

D

工事完了報告（必要書類：P6）
2025年3月14日（金）まで

1

設計精査

C

設計完了報告（必要書類：P5）
2025年3月14日（金）まで

確定通知・補助金交付（申請者あてに額確定通知書を郵送）

報告を受けてから補助金の入金まで1か月程度かかります

A

補助金交付申請

2024年9月13日（金）まで

- ・次の必要書類を、札幌市に提出してください
- ※**設計に着手（契約）する前に申請が必要です**

必要な書類（「写し」と記載のない書類は原本が必要）	備考
① 補助金交付申請書【様式1-1】	・札幌市ホームページに様式あり
② 個人申請者：本人確認書類の写し 法人申請者：法人の登記事項証明書・印鑑証明書 法人以外の団体申請者：代表者の本人確認書類の写し	・本人確認書類は運転免許証など（申請時に有効なもの） ・登記事項証明書・印鑑証明書は 発行から3か月以内のもの 。 ・法務局（※1）で交付
③ <u>納税証明書（指名願）</u> ※法人格を有しない団体の場合は、納税義務がない旨の申出書	・申請年度に発行したもの ・税の証明窓口又は市税事務所（※2）で交付
④ 建物の登記事項証明書（表題部、権利部が明示されているもの）	・発行から3か月以内のもの ・法務局（※1）で交付 （登記情報提供サービスは不可）
⑤ 検査済証の写し ※台帳記載事項証明（検査済証交付証明書）も可	・ない場合はP7のよくあるお問い合わせてQ6～Q8を参照してください
⑥ 耐震設計の見積書の写し	・見積業者の押印があるもの
⑦ 耐震診断結果報告書及び耐震診断精査確認書の写し	
⑧ 申請者以外の合意がある旨を証明する書類	・区分所有建築物、貸家など申請者以外の方が申請する住宅を所有し又は入居している場合

※このほかに書類が必要となる場合があります

●参考：補助申請に必要な書類の主な窓口

（※1）登記事項証明書交付窓口 ※印鑑登録証明書は札幌法務局のみ対応	管轄区域	所在地
札幌法務局	中央区	北区北8条西2丁目
南出張所	豊平区、南区、清田区	豊平区平岸1条22丁目
北出張所	北区、東区	北区北31条西7丁目
西出張所	西区、手稲区	西区発寒4条1丁目
白石出張所	白石区、厚別区	白石区本通1丁目北

登記事項証明書・印鑑登録証明書はオンライン又は郵送による請求も可能です

納税証明請求書を窓口にて提出して交付を受ける必要があります。（管轄区域の市税事務所であれば郵送対応可能です）

（※2）納税証明書交付窓口	管轄区域	所在地
税の証明窓口	全区	中央区北1条西2丁目 市役所2階北側
中央市税事務所	中央区	中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館内
北部市税事務所	北区、東区	中央区北4条西5丁目 アスティ45内
東部市税事務所	白石区、厚別区	厚別区大谷地東2丁目 交通局庁舎内
南部市税事務所	豊平区、清田区、南区	豊平区平岸5条8丁目 イースト平岸内
西部市税事務所	西区、手稲区	西区琴似3条1丁目 コトニ3・1ビル内

必要書類

1 設計 / 設計精査

- ・札幌市の補助金交付決定後に設計契約をしてください
- ・耐震設計計算書等を作成し、札幌市が指定する第三者機関の精査を受けてください
- ※段階改修を行う場合は、評点1.0以上の設計と評点0.7以上の設計、両方の設計と設計精査が必要です

！ 注意！

不備が多い場合は3か月以上の期間を要する可能性がありますので早めに第三者期間の精査を受けてください

B 設計確認報告

- ・次の必要書類を、札幌市に提出してください
- ※工事に着手（契約）する前に申請が必要です

必要な書類（「写し」と記載のない書類は原本が必要）	備考
① 耐震設計確認報告書【様式9】	・札幌市ホームページに様式あり
② 耐震設計計算書及び耐震設計精査確認書の写し	・段階改修の場合は評点0.7以上の設計、評点1.0以上の設計の両方が必要
③ 付近見取図、配置図、平面図、立面図、基礎伏図、耐震設計図、耐震改修工事に関する仕様書	・段階改修の場合は、評点0.7以上のもの ・補助対象工事部分分かるもの
④ 耐震改修工事の見積書の写し	・見積業者の押印があるもの ・補助対象と対象外が分かるもの ・対象部分は原則数量を記載
⑤ 建設業の許可証の写し	
⑥ 確認済証の写し	・確認申請が必要な工事を行う場合

※このほかに書類が必要となる場合があります

<パッケージ型を申請して、もし工事ができなくなったら>

- ・耐震設計のみの補助に変更が可能です
- ・補助金交付変更等申請書【様式4】を札幌市に提出してください
- ・設計後、完了報告の手続きの前に、札幌市が指定する第三者機関の精査を受けてください
- ・第三者機関の精査後、次の必要書類を札幌市に提出してください
- ・耐震設計のみの補助を利用した場合、翌年度以降に耐震改修工事のみの補助制度が利用可能です。

耐震設計補助率等

<補助率>	2/3
<補助限度額>	
戸建て	10万円
共同住宅・長屋	20万円

C 設計完了報告

2025年3月14日（金）まで

必要な書類（「写し」と記載のない書類は原本が必要）	備考
① 完了報告書【様式11】	・市ホームページに様式あり
② 耐震設計の契約書の写し	
③ 耐震設計の領収書の写し	
④ 耐震設計計算書及び耐震設計精査確認報告書の写し	
⑤ 付近見取図、配置図、平面図、立面図、基礎伏図、耐震設計図、耐震改修工事に関する仕様書	
⑥ 通帳の写し	・口座や名義が分かるもの

2 工事／中間・完了検査

- 札幌市の設計確認後に工事契約をしてください
 - 工事内容の確認を行うため、工事の各段階で金物の設置状況などが分かる写真(全箇所)を必ず撮影してください
 - 工事中、工事内容を確認できる段階で札幌市が指定する第三者機関の検査を受けてください
 - 工事後、札幌市が指定する第三者機関の検査を受けてください
- ※第三者機関の検査に合格しない場合、工事完了報告の手続きが行えません

！注意！

工事中の写真を取り忘れた場合は、隠ぺい部分を撤去し、確認する場合があります。工事期間に大きく影響しますので、金物の設置状況などの写真は必ず全箇所撮影するよう工事監理者に伝えてください。

D 工事完了報告

2025年3月14日（金）まで

- 次の必要書類を、札幌市に提出してください

必要な書類（「写し」と記載のない書類は原本が必要）	備考
① 完了報告書【様式11】	• 札幌市ホームページに様式あり
② 耐震設計の契約書及び耐震改修工事の契約書の写し	• 見積書の額と一致するもの
③ 耐震設計の領収書及び耐震改修工事の領収書の写し	• 見積書の額と一致するもの
④ 工事写真	• 工事前、工事中の各段階、工事後
⑤ 中間検査確認書及び完了検査確認書の写し	
⑥ 通帳の写し	• 口座や名義が分かるもの
⑦ 検査済証の写し	• 確認申請が必要な工事を行った場合

<設計確認通知を受けたあとに下記書類に変更が生じた場合は追加で提出してください>

必要な書類（「写し」と記載のない書類は原本が必要）	備考
⑧ 耐震改修工事の見積書の写し	• 追加または減額工事の内訳がわかるもの
⑨ 変更後の耐震設計計算書及び耐震設計精査確認書の写し	
⑩ 付近見取図、配置図、平面図、立面図、基礎伏図、耐震設計図、耐震改修工事に関する仕様書	• 変更部分がわかるもの • 変更になった書類のみ提出

※このほかに書類が必要となる場合があります

※補助金の交付額に変更が生じる場合はあらかじめ変更手続きが必要です

その他

●よくあるお問合わせ

Q1 郵送で申請を受け付けられますか

A1 書類が全て整っている場合は郵送での受付も可能です

Q2 複数年度の工事など、年度をまたいで申請をすることができますか

A2 できません。申請した年度に工事完了報告を行う必要があります

Q3 耐震診断者と、耐震設計者を変えてもいいですか

A3 可能です。ただし、札幌市の木造住宅耐震診断員である必要があります

Q4 長期優良住宅化リフォーム推進事業と併用できますか

A4 併用することはできません

Q5 工事の施工業者に指定はありますか

A5 建設業の許可を受けた施工業者である必要があります

Q6 検査済証とはなんですか

A6 新築時（増築時）に確認検査機関の完了検査を受けて、関係規定に適合している場合に交付される書類です。

Q7 検査済証がありません

A7 台帳記載事項証明を取得してください。完了検査を受けて検査済証が交付されている場合は、台帳記載事項証明交付窓口※で取得できます。

Q8 完了検査を受けていなかったため、台帳記載事項証明を取得できません

A8 完了検査を受けていない場合は、建築基準法への適合を証明する書類（参考様式はHP参照）が別途必要です。

Q9 工事完了後、用途の変更や取り壊しなどを行う場合の制限はありますか

A9 補助金の交付後10年間は補助金の対象となる用途以外への用途変更や解体はできません。当該用途変更や解体が判明した場合、補助金の返還を命じることがあります。

※台帳記載事項証明書交付窓口

所在地

建築指導部5番窓口

中央区北1条西2丁目 市役所2階南側

耐震化に関する無料相談窓口

北海道建築士事務所協会札幌支部では、耐震改修の方法や建築士の選定等の相談を受けています
電話で日程調整の上、ご相談ください

場所：札幌市北区北6条西6丁目2番地 設計会館9階

電話：（011）790-8802